



令和7年度 弘前市

空き家活用リフォーム事業費補助金

市内の空き家を、**リフォーム**(リフォーム後の建築物が裏面に記載の省エネ化を満たすもの)し、**地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用する(移住を含む)場合**に、リフォーム費用の一部を補助します。

■申請受付期間

令和7年**5月7日**(水) ~ 令和7年**12月26日**(金)

■申請受付件数

1 件(先着順。ただし、予算に残額がある場合は予算の範囲内で受付します。)

■申請可能な方

- ・空き家の所有者(相続人及び予定する者を含む)
 - ・空き家の所有者から、空き家をリフォームし、10年以上地域コミュニティの維持・再生の用途に活用する同意を得た者
- ※移住の場合は、弘前市外から空き家に移住し、空き家に住民票を置いて10年以上定住すること。
- ※法人も申請可。

■地域コミュニティの維持・再生の用途例

町会集会所、子ども食堂、学生の勉強スペース、移住者用住宅

【裏面もご覧ください】

【お問い合わせ・申請先】

弘前市 建設部 建築指導課 空き家対策係
電話 0172-40-0522

■省エネ化（リフォーム後に次のいずれか2つ以上の措置がとられていること。詳細はお問い合わせください。）

ア 開口部の断熱改修

イ 躯体の断熱改修

ウ エコ住宅設備の設置(以下のいずれかを設置するもの)

① 太陽熱利用システム

② 節水型トイレ

③ 高断熱浴槽

④ 高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)、潜熱回収型石油
給湯機(エコフィール)又は電気ヒートポンプ・ガス瞬間式
併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)のいずれか)

⑤ 節湯水栓

⑥ 蓄電池



■その他注意事項

- ・リフォームを行う業者は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。)に限ります。
- ・補助金の交付決定前に、リフォーム工事の契約を締結した場合は、補助金の交付ができません。
- ・過去に本補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の申請ができません。

その他、条件がありますので、申請前に必ずご相談ください。

弘前市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

弘前市ホームページ



市政くらし

くらし



空き家対策



弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金

【お問い合わせ・申請先】

弘前市 建設部 建築指導課 空き家対策係
電話 0172-40-0522